

## 金融分科会特別部会資料

個人向け金融サービスの構造変化及び展望	.....	1
金融取引における個人情報の価値	.....	2
個人情報保護等に対する規律	.....	3
主要検討分野（案）	.....	4

平成13年5月17日

## 個人向け金融サービスの構造変化及び展望

### ○総合的な金融サービスの提供

伝統的な業態（銀行、保険、証券）の垣根を超えたフィナンシャルグループ化の進展

### ○非金融事業（製造業、小売業等）との提携

いわゆる異業種による決済業務を中核とする銀行業等への参入

### ○リテール業務での営業体制の強化

- 〔**決済**〕 クレジットカード・デビットカードの普及  
B to Cの電子商取引の進展に伴う決済サービスの電子化
- 〔**資産運用**〕 個々の個人顧客のニーズに適合した金融商品・サービスの提供  
金融商品の多様化とコンサルティング機能の強化
- 〔**資金調達**〕 個人向けローン市場における業態を超えた提携の動き  
個人向けローンサービスのアンバンドリング化  
審査、債権回収等の業務の分業化の動き

### ○ITの活用による、効果的・効率的なマーケティング手法の発達

## 金融取引における個人情報の価値

○金融取引に伴い収集又は発生する個人情報は、私生活をトータルにカバーしている。

リテールビジネス全般にとってのマーケティング目的での利用価値。

○信用供与や保険の引受といった一定の金融取引においては、個人情報の活用が適正な契約の締結に不可欠となっている。

自らの個人情報の提供について、契約締結の前提条件として事実上の強制性の存在。

○金融機関等はその業務の性格上、業務遂行の過程で個人情報を継続的に知り得る立場にある。

契約の安全・確実な履行という第一義的な利用目的以外に多目的に活用し得る余地

○特定個人に係る金融取引に関する個人情報を、複数の事業者が相互に持ち寄り、加工処理することにより、その精度が高まる。

情報自体の経済的価値の向上と漏洩等の不正な取扱いの発生による社会的影響の増大

## 個人情報保護等に対する規律

○「自己の情報の流れをコントロールする」という考え方

(1)事業者による利用・提供に対する本人の認識・同意

本人の同意が真に有効なものであるといえるための前提

(2)予期せざる不都合な事態に対処するための本人の異議申立て

異議申立ての仕組みを設ける場合に斟酌すべき問題

○事業者の業務遂行上の正当な利益が認められる利用目的での取扱いを妨げないこと

〔参考〕

「個人情報の保護に関する法律」案では、個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いについて、個人情報の目的外利用及び 個人データの第三者への提供の場合に限り、原則として本人の事前同意を要件としている。

## 主要検討分野(案)

- 1 . 金融取引に係る個人情報の同一企業内での多目的利用及び同一グループ内での複数企業による共同利用に関するルール
- 2 . 信用情報機関及び会員事業者による個人信用情報の共同利用システムに関するルール